

特定流通業務施設

- 1 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第 4 条第 1 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。
- 2 物流総合効率化法第 4 条第 7 項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる旨の意見があった施設であること。
- 3 申請地は、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 高崎玉村スマート I C 若しくは前橋 I C と国道又は高崎 I C と県道との交差点から半径 2.5 キロメートル以内で、当該交差点から幅員が 9 メートル以上で続く国道、県道又は市道（以下「一般道路」という。）に接する区域であること。
 - (2) 国道 354 号に接する区域であること。
- 4 申請地は、路地状でないこと。
- 5 車両等の出入口は、第 3 項に定める一般道路に 8 メートル以上で設置し、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。
- 6 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。